

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年2月12日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ウクライナ国農業生産基盤復興に向けた情報収集・確認調査（ファスト・トラック制度適用案件）（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：ウクライナ国農業生産基盤復興に向けた情報収集・確認調査（ファスト・トラック制度適用案件）（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：25a00917

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者と行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年2月12日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ウクライナ国農業生産基盤復興に向けた情報収集・確認調査

(ファスト・トラック制度適用案件) (QCBS-ランプサム型)

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。 (全費目課税)

なお、本邦招聘に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦招聘に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2026年3月～2027年2月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2026年度（2026年10月頃）

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなります。消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部 農業・農村開発第二グループ 農業・農村開発第五チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 2月 18日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年 2月 17日 12時まで
3	質問への回答	2026年 2月 18日 まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出	2026年 2月 24日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2026年 3月 3日 15時
8	評価結果の通知	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件

3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1) 全省庁統一資格、及び2) 日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先 : <https://forms.office.com/r/vZmjxSqxrn>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位 1 位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2) ~ 3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

1) プロポーザル・見積書・別見積書

2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1 「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3 「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。)

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格 = 100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点） = （技術評価点）×0.8 + （価格評価点）×0.2

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を使い、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（4）契約交渉権者の決定方法

1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適當か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）
低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

(1) 当該国における農業セクター／ウクライナの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ウクライナにおける農業は約1,300万人³の農村住民にとって重要な生計手段であり、2022年のロシアによる侵攻以前は、同国のGDPの約11%⁴、労働人口の約14%⁵、総輸出の約40%⁶を占め、重要な経済的役割を担っていた。2022年のロシアによる侵攻後も農業の重要性は変わらず、ウクライナ国家復興計画（2022年7月策定）で示された15の国家プログラムの一つに農業セクターを含む「付加価値経済セクターの成長」が掲げられており、ウクライナの経済復興には農業セクターの回復と発展が欠かせない。

ウクライナではソビエト連邦時代の1950年代から土地利用や適地適作を目的とした土壌調査が開始され、現在もウクライナ経済・環境・農業省（MoEEA）傘下の土壌保護研究所（SPI）の主要業務となっており、加えて現在は、戦禍により兵器由来の土壌汚染（重金属、化学物質、兵器残渣）も進行していることから、土地の健全性を確認する上でも土壌調査及び分析の重要性が一層増している⁷。ロシアの侵攻が長期化する中、国土回復した地域では、兵器由来の影響を受けた農地における農業活動の再開が喫緊の課題となる中、土壌調査/分析の分野において、兵器由来の汚染物質への対応（分析法の開発、検証、認証を含む）、ISO/IECに準拠した分析の品質保証と認定制度の強化、ISO/IEC 17025に基づくラボ認証、土壌分析結果の各種システム統合（データアーキテクチャと相互運用性の確立）、土壌調査/分析技術者の充足、技術

³ <https://www.fao.org/family-farming/detail/en/c/1476928/>

⁴ <https://ukraineinvest.gov.ua/wp-content/uploads/2025/09/agroprocessing-sector-of-ukraine-ukraineinvest.pdf>

⁵ <https://www.fas.usda.gov/sites/default/files/2022-04/Ukraine-Factsheet-April2022.pdf>

⁶ <https://www.fas.usda.gov/sites/default/files/2022-04/Ukraine-Factsheet-April2022.pdf>

⁷ ウクライナ経済環境農業省（MoEEA）からの聞き取りによる。

者の認証制度の立ち上げといった、幅広い課題があると考えられる⁸。MoEEAは、これら課題を扱うセンター・オブ・エクセレンス (CoE) の設立を検討し始めた、その中心的役割として、前述の土壤保護研究所や、高等学術機関であり教育科学省 (MoES) 傘下の国立生命環境科学大学 (NUBiP) が候補になると考えている。

JICAは、2022年のロシアの侵攻以降、一貫してウクライナの農業回復に資する協力を展開し、土壤分析についても無償資金協力や情報収集・確認調査「ウクライナ国農業生産基盤回復情報収集・確認調査（ファスト・トラック制度適用案件）」等を通じ、分析機器の調達や、兵器の影響確認を進めてきた。また、その知見をもとに、2025年に日本で開催されたウクライナ地雷対策会議ではMoEEAおよび国連機関と共同で、土壤汚染と農地回復に関するサイドイベントを実施した。本イベントを通じて、ウクライナ国内における土壤分析能力の向上および基準作りの重要性が再確認されると共に、これに賛同する開発パートナーの存在も確認した。

（2）農業セクター／ウクライナに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

JICAは日本政府の方針に基づき、ウクライナ及び周辺国支援として3つの柱（①ウクライナの国家基盤を支える協力、②地域安定化のための周辺国・ウクライナ避難民への協力、③復旧・復興の支援）を掲げている。「③復旧・復興支援」の中では4つの優先課題（「本格的な復旧・復興に向けた基盤整備」、「避難民の帰還に資する生活再建」、「雇用創出につながる農業・産業振興・輸出促進」、「民主主義支援・ガバナンス強化」）を軸に協力を展開しており、本調査は「雇用創出につながる農業・産業振興・輸出促進」に合致している。

また、JICAは「農業・農村開発」グローバル・アジェンダに基づいて調査を行い、対ウクライナ農業協力として、①レジリエンス強化（灌漑）、②園芸農業の強化、③土壤汚染対策の3つの柱を掲げた。本協力は「③土壤汚染対策」に合致する。

加えて、JICAグローバル・アジェンダの「平和構築」で3つの協力方針（「人間の安全保障アプローチによる紛争予防と強靭な国・社会づくり」、「脆弱地域における地方行政の能力強化、強靭な社会の形成と信頼醸成」、「人道・開発・平和（HDP）ネクサスの推進」）に基づいた支援を展開しており、本調査は「人道・開発・平和（HDP）ネクサスの推進」に合致している。

（3）他の援助機関の対応

世界銀行は、Rapid Damage and Needs Assessment (RDNA2)⁹を通じ、ウクライナの

⁸ MoEEAからの聞き取りによる。

⁹ <https://ukraine.un.org/en/224376-ukraine-rapid-damage-and-needs-assessment>

復旧・復興に係る費用は今後 10 年間で 4,110 億ドルと試算した。この調査結果を受け、世銀はウクライナ支援基金である「Ukraine Relief, Recovery, Reconstruction and Reform Trust Fund (URTF)」を立ち上げ、日本政府を含む 14ヶ国から合計 380 億米ドル以上の拠出金を動員した。また URTF のうち、農業に関する基金として「Ukraine Agriculture Recovery Inclusive Support Emergency Project (ARISE)」が 2023 年 11 月に立ち上がった。ARISE では農家向けの 5 億米ドルの譲許的融資プログラム、State Agrarian Register を通じた小規模農家への 2 億米ドルの助成金プログラムを含み、2023 年 12 月より申請を受け付けている。

国際連合食糧農業機関 (FAO) は、「ウクライナ緊急・早期復興支援計画 (2025-2026)」の中で、最大 55 万人の戦争被害を受けたウクライナの農村世帯・小規模農家・食品加工業者・国内避難民などを対象に、地雷汚染農地の復旧などの支援を行うため、総額 1 億 5,000 万ドル規模の包括的支援を計画している¹⁰。

FAO は、「戦争影響下農地の評価・復旧優先順位付け支援プロジェクト」を通じて、2025 年 8 月から 2027 年 1 月にかけて約 110 万ドル規模の支援を実施している。戦争の影響を受けた農地における地雷除去、復旧、土壤分析等の業務を優先順位に従って体系的に実施する能力を支援するものであり、FAO は、技術的な専門知識を動員し、データおよび方法論の検証、汚染評価、関係機関間の調整を通じて、MoEEA による制度設計から実施に至るプロセスを支援している¹¹。

第2条 調査の目的と範囲

本調査は、先行して実施した「ウクライナ国農業生産基盤回復情報収集・確認調査（ファスト・トラック制度適用案件）」で得られた情報をもとにウクライナにおける土壤調査/分析・土壤回復に関する課題を洗い出し、ウクライナ政府の将来の展望に関する包括的な情報を収集する。併せて、国際社会との連携の中でウクライナ政府自身が備えるべき体制を検討し、日本に優位性がある支援事項を洗い出すと共に、JICA として取り得る支援策をスキームや実施期間を含め検討する。

第3条 調査実施の留意事項

(1) 本調査のアウトプット

ウクライナにおける土壤調査/分析に基づいて土壤回復に関する優先課題を特定

¹⁰ <https://openknowledge.fao.org/server/api/core/bitstreams/a83414e0-22c6-47f8-8676-0bc56cc3b5db/content>

¹¹ <https://openknowledge.fao.org/server/api/core/bitstreams/891721d4-1e36-4243-ae2a-a1e599d57a7f/content>

し、課題解決の実施主体、想定されるプロジェクト及びその時間軸等を整理し、実行可能なアクションプランとしてウクライナ政府に提案する。また受注者は当該アクションプランに基づき、JICA が検討すべき支援の方向性および留意点を含めたファイナル・レポートを作成し、JICA に提出する。

（2）ウクライナにおける土壤分析 CoE の機能と役割整理

CoE には、専門性の集約・高度化、標準化および品質保証の推進、人材育成や認証といった機能が想定されるものの、その役割や機能について画一的な定義は存在しない。とりわけ、ウクライナにおける土壤調査・分析分野の CoE が担うべき機能や所掌範囲（スコープ）については、現時点で十分に整理・共有されているとは言い難い状況にある。兵器由来汚染への対応、分析手法の開発・検証、ISO/IEC 規格に準拠した品質保証、試験室認証（ISO/IEC 17025）、データ管理およびシステム統合、人材育成や技術者認証など、同分野には多岐にわたる課題が存在するが、これらをすべて CoE の直接的な業務範囲とするのか、あるいは関係機関との役割分担のもとで、調整・調査や技術的中核機能に重点を置くのかについては、明確な合意形成には至っていないと考えられる。したがって、今後 CoE 構想を具体化していくためには、既存の制度、能力、リソースを踏まえつつ、CoE の所掌範囲および機能に関する関係者間の共通理解を形成することが不可欠である。本調査は、土壤調査・分析分野における現行体制と課題を整理した上で、CoE が担うべき中核機能および他機関との役割分担の方向性を明らかにし、開発パートナーを含む関係者間の認識共有と合意形成に資する基礎的情報を提供する。

（3）ローカルリソースの活用

本調査の実施に当たっては、現地の治安情勢に鑑み、現地リソースの活用を基本とする（ただし、ウクライナ人や他のリソースを活用する際も、邦人、第三国からの渡航と同様に安全配慮を行う¹²。）戦時下のウクライナに対して、JICA はこれまで遠隔での活動による支援を実施してきたが、完全な遠隔調査は質の担保が課題となることが分かっている。品質管理のため、クロスチェックの実施、他ドナーの協力・調査結果の確認、ベルギー、ポーランド等の第三国でウクライナ政府関係者と対面での集中協議を行う¹³。また、本調査に関する調整員の配置を想定しており、ウクライナ側

¹² 現地政府関係者を含む現地リソースに対しても安全配慮が必要となる（その対象により配慮のレベルは異なる）ことから、同安全配慮の全般的な方針と同実施方法について提案してください。

¹³ これらの調査も大部分は現地リソースを活用することとなるため、活動と成果品の質の確保が課題となる。現地リソース活用についての全体方針と品質管理方法について提案してください。なお、「第3条 調査実施の留意事項、（6）受注者の渡航」も参照ください。

の承認が得られる場合、ローカルリソースを受注者が契約し、調査対象機関/省庁に直接配置する。

（4）開発パートナーとの連携

ウクライナの農業セクターは世界的に関心が高く、すでに多くの開発パートナーによる協力が計画・実施されている。特に、FAOは土壤調査や地雷除去の優先順位付けに関する支援を行っている。こうした状況を踏まえ、本調査の実施にあたっては、他ドナー、JICA、日本政府のこれまでおよび今後の支援動向を整理し、他機関との役割分担や潜在的な連携可能性を見極める。その上で、想定される課題や実施体制について、ドナー支援も含めた具体的な実現可能性を検討し、JICAとしてどのような付加価値を発揮し得るか、また将来的な関与の方向性を明らかにすることを目的として報告書を作成する。

（5）ウクライナ側関係者への丁寧な説明と関係構築、JICAとの協議

本調査では、MoEEAとMoES及び傘下の機関を主要な調査対象とする。同省庁/機関を対象とした日本政府及びJICAの調査・協力がすでに複数存在することから、本調査の位置付けと調査方針を関係機関に対し丁寧に説明し、混同を避ける。関係機関に対しても調査初期に調査方針を説明するだけでなく、調査の途中経過や結論も適宜共有する。また、JICAはウクライナに現地拠点を有することから、関係者との協議に当たってはJICAウクライナ事務所とも連携/協力依頼し、効率よく業務を実施する。

（6）受注者の渡航

JICA事業でのウクライナへの限定的な渡航が可能であるものの、基本的には治安情勢に鑑み遠隔調査を主体とし、安全対策や現地の受入体制を勘案して現地渡航の回数を制限する¹⁴。公示時点では、ウクライナ1回2名¹⁵、ベルギー1回3名の渡航を想定する。このうち、ウクライナへの渡航については、現地調査を開始後、可能な限り早期に実施し、ウクライナ関係者に対する調査方針の説明、現地環境の確認、情報収集、および関係者との関係構築を行うことを想定している。一方、FAOはベルギーにおいて、同国の土壤分析ラボ等を技術的リソースとして活用し、ウクライナ

¹⁴ 渡航の時期・タイミングについては契約前に合意する必要があります。

¹⁵ 積算上の想定であり、ウクライナへの渡航は1回当たり最大2名、現地滞在は最長1週間を上限とします。

イナに対する土壤分析分野の支援を実施しており¹⁶、MoEEAも、当該ラボやベルギーにおける土壤分析体制に关心を示している。このため、調査の過程において、FAOを含む先行協力の関係者と十分に調整を行った上で、ベルギーへ渡航し①FAOによる先行協力関係者との協議、及び②ウクライナ関係者との対面での集中協議を実施する¹⁷。なお、これら協議については、開催場所をベルギーではなくウクライナと隣接するポーランドとする可能性もあることから、本調査開始後、ウクライナ側関係者と協議の上、遅滞なく決定する必要がある。なお、対面の協議頻度を高め、適切なタイミングでの集中協議実施の意味合いから、ウクライナと上記第三国（ベルギーもしくはポーランド）への渡航は独立させ、連続しないことを想定している。

（7）本邦招聘の実施

本調査では、日本の事例紹介、土壤分析能力強化及び技術者養成に関する日本側リソースとの関係構築、将来の協力方針の協議を目的とし、ウクライナ側関係者の本邦招聘を実施する。招聘期間は移動日を含め2週間とし、日本における土壤調査/分析、土壤回復の実践や人材育成の方法を紹介する¹⁸。

（8）日本国内での有識者委員会の設置・開催

本調査では、ウクライナにおけるCoE構想具現化、土壤調査・分析体制強化および土壤回復対策について、専門的な見地から効果的な協力アイディアを検討できるよう、日本国内での有識者委員会を設置する。委員会の開催は3回とする¹⁹。

（9）事前質問票調査結果の共有

本調査の実施に当たり、JICAは事前にMoEEAに対する質問票調査を通じて基礎情報を収集している。調査結果は「ウクライナにおける土壤調査/分析能力強化に関する現状と課題（質問票分析結果）」としてとりまとめられており、本調査にあたっての事前情報として活用する²⁰。である。

¹⁶ <https://www.fao.org/global-soil-partnership/resources/highlights/detail/en/c/1732827/>

¹⁷ MoEEAからは、同集中協議を、土壤分析分野でFAOのリソースとなっているベルギーで実施する可能性が示唆されたため、積算上の想定として、ベルギー協議へのウクライナからの参加者は10名、ベルギーでFAO先行協力のラボ訪問・協議に1日、ウクライナ関係者間での集中協議に3日間を含む、最長1週間の出張としています。

¹⁸ プロポーザルで、招聘の実施時期と具体的な計画について提案してください。

¹⁹ 委員会の開催が3回によらない場合は提案してください。また、プロポーザルで実際に参加を想定する日本の有識者のお名前を理由と共に明示してください。

²⁰ 第3章「2.（4）配布資料／公開資料等」を参照。

（10）既存のウクライナ案件・調査との連携

JICAが現在ウクライナで実施している「農業生産基盤回復情報収集・確認調査」は、土壤汚染対策を対象とした調査である。ミサイル等の兵器使用によって化学物質や重金属で汚染された農地を対象とし（地雷は対象外）、まず汚染の範囲や深さ、汚染物質の種類などの現状や、除染を支援するドナー・国際機関の取り組みを整理した。その上で、国内外で実績のある土壤除染技術や事例を調査し、ウクライナの自然条件や汚染状況に適用可能な手法を選定した。このように同調査は、土壤調査分析能力の強化を目指す本調査内容とも親和性が高く、その情報は有益であるため、調査開始後にJICAが仲介して情報交換を行い、同調査からフィードバックを受ける形を想定する。

JICAはこれまで無償資金協力により、SPIへ土壤分析やサンプリング用の機材を支援してきた。また、現在もSPIとNUBIPへ無償資金協力による土壤分析用資機材の調達の可能性を検討していることから、これら無償資金協力の進捗についてJICAから情報を入手し、留意する。

MoEEAは人道的地雷・不発弾対策に係る総合戦略・計画の策定を所掌していることから、JICAは同省の計画・政策面における立案・実施能力の強化に焦点を当て、「人道的地雷・不発弾対策促進のための情報収集・確認調査²¹」を実施している。同調査では、地雷・不発弾対策の優先度付けを促進することを目的として、GRITと呼ばれる国家デジタルプラットフォームの導入を支援している。これにより、農地回復などの経済・社会開発効果を踏まえた計画立案が可能となることが期待されており、MoEEAは、土壤分析結果等の関連データをGRITに反映させることを想定している。このため、本調査においても、前述の地雷・不発弾対策に係る調査との情報交換を行い、GRITの開発状況を踏まえつつ、調査をより効率的に実施する。

第4条 調査の内容

- ア. 既存のJICAの対ウクライナ農業協力の方向性や、ウクライナで活用が見込まれるJICAの支援スキームを確認する。
- イ. ウクライナ政府とのキックオフ会合で、想定する調査の進め方について説明・合意を得た上で現地調査を開始する。また、当該調査分野に関するウクライナ側の青写真を確認した上で調査方針を更新し、調査開始後の早い段階でウクライナ側関係者に加えてFAO等の国際機関やドナーといった開発パートナーを含

²¹ https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/20250205_245977_1_02.pdf

めて、本調査の想定や方針を説明する。その際には、JICA/日本が得意な支援領域についても予め共有する。

- ウ. 調査の報告と進め方について、受注者、JICA 経済開発部及び同ウクライナ事務所間で隔週での協議（定例会）を開催する。
- エ. ウクライナにおける土壌調査/分析について、法制度・政策枠組み、組織体制、設備、業務の現状などを調査し、課題と機会²²を特定する。特に、SPI の定型業務である「土壌センサス」については深掘りする。また、戦争関連汚染（重金属・爆発物残留等）について、分析法の開発・検証・認証が急務とされている。戦争由来の土壌調査/分析について、およその作業量や要する時間を見積もり、これらの低減を図るための改善案を提案する。
- オ. 土壌回復に関する既存の支援枠組みや現状を調査し、課題と機会を特定する。特に、第3条（10）で既出のGRITについての導入状況や概要を把握し、GRIT 上で土壌データが機能するためのボトルネックを把握する。
- カ. 土壌調査/分析、土壌回復に関する人材育成の現状、人材ニーズ及び課題を特定する。MoEEA は、土壌調査/分析の人材育成について、NUBiP の中に技術者養成プログラムを設立することを想定している。このため、本調査では、NUBiP や、NUBiP 以外の大学に設置されている関連学部における技術者養成の役割や教育内容を把握する。併せて、これらの学部教育と NUBiP における専門家教育との役割分担や接続のあり方を整理する。また、将来的な技術者養成プログラムの本格導入を見据え、試行的にカリキュラムや研修手法を検証するためのパイロット事業（JICA が支援してウクライナ政府とともに実施する、小規模・短期間の試験的事業）の実施を想定し、その企画・実施に必要となる情報（対象人材、教育内容、実施体制、課題等）を入手する。
- キ. CoE 構想の概要を確認し、課題と機会を特定する。ベルギーを訪問し、FAO の先行事業関係者とウクライナ関係者と対面で集中協議を行う。
- ク. 調査が一定程度進捗した後、インテリムミーティングとして、MoEEA 及び MoES 次官級及び開発パートナーの参加の下、ウクライナにおける土壌調査/分析・土壌回復に向けて国際社会との連携の中でウクライナ政府自身が備えるべき体制、並びに協力体制の検討の方向性を協議する。本会合で出された意見のうち重要なものについては、追加調査を実施する。

²² 現状の課題に加えて「機会」として、課題を是正することで得られる発展の余地、活用すれば成果につながるポテンシャル、将来的な能力強化・国際協力などに結びつく前向きな可能性についても把握してください。

- ケ. 日本の知見・技術の適用可能性及び JICA による支援について検討する。ウクライナ政府の方針、他ドナーの支援と JICA の既存の案件への相乗効果を念頭に、本調査で把握された課題解決に対する日本の技術の適用可能性及び技術協力・無償資金協力案を検討する。検討に当たっては、課題背景、課題解決のための施策、日本技術/支援の優位性、想定されるウクライナ側実施機関等を明らかにする。また、検討の過程において JICA と十分に協議し最終化する。
- コ. 想定された調査が一通り終了し、ウクライナ関係者との十分なコミュニケーションの下、受注者がアクションプランの草稿を作成後、クロージングミーティングとして、MoEEA 及び MoES 次官級、開発パートナー出席の下、土壌調査/分析・土壌回復に向けたアクションプランを最終化し、ウクライナ政府に提案する。本会議で出された重要な意見については補完調査を行った上、ファイナル・レポートに反映する。
- サ. 調査・分析結果、提案内容等について JICA との協議結果を反映させたドラフト・ファイナル・レポートを JICA に提出する。なお、巻頭には、課題背景、調査内容、結論を 1 ページ程度でまとめたエグゼクティブサマリーを掲載する。同サマリーの作成に当たっては結論に至る流れが過不足無く説明されるように留意する。
- シ. JICA との協議内容・コメントを踏まえたファイナル・レポートを JICA に提出する。なお、ドラフト・ファイナル・レポート同様、冒頭にエグゼクティブサマリーを記載する。

第5条 報告書等

本業務では報告書を以下の要領で作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。このうち「ファイナル・レポート」を最終成果品とする。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
インセプション・レポート	契約締結後10営業日以内	日本語、ウクライナ語	電子データ	—

インテリム・レポート	2026年9月25日	日本語、英語。 英語版のエグゼクティブサマリーにはウクライナ語も追加する。	電子データ	—
ドラフト・ファイナル・レポート	2027年1月8日	日本語、 英語	電子データ	—
ファイナル・レポート	2027年2月12日	日本語、英語、 ウクライナ語	CD-R	2 *日本語、英語、ウクライナ語報告書を1枚に格納したCD-Rを2部

- 報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。
- ファイナル・レポートは、履行期限のおよそ1ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- ファイナル・レポートの目次案については別紙1を参照する。

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

報告書目次案

エグゼクティブサマリー

第1章 調査の概要

- 1.1 調査の背景
- 1.2 目的
- 1.3 調査アプローチ²³
- 1.4 調査の実施体制
- 1.5 調査の行程、主要面談者

第2章 土壤調査/分析の制度・体制・技術の現状

- 2.1 関連法制度・政策枠組み
- 2.2 関係機関および組織体制
- 2.3 土壤調査/分析・土壤センサスの実施体制と業務フロー²⁴
- 2.4 調査・分析設備および技術水準²⁵
- 2.5 戦争関連汚染（土壤中重金属・爆発物残留等）への対応
- 2.6 課題と機会

第3章 土壤回復に関する支援枠組みとGRITシステムの現状

- 3.1 土壤回復・農地回復に関するウクライナ国内外の支援枠組み
- 3.2 地雷除去・農地回復の優先付けに関する制度・体制
- 3.3 GRITシステムの導入背景と目的
- 3.4 GRITシステムの導入状況および機能概要
- 3.5 GRITにおける土壤データ活用の現状
- 3.6 土壤データ活用に関するボトルネック分析
- 3.7 課題と機会

第4章 土壤調査/分析・土壤回復分野における人材育成の現状とニーズ

- 4.1 ウクライナにおける関連人材育成の現状
- 4.2 政府による技術者養成構想の概要²⁶

²³ 調査対象、設計、データ収集手法（文献・質問票・ヒアリング・現地観察・ラボ監査など）をまとめて書いてください。

²⁴ サンプリング設計とチェーン・オブ・カストディ等を含む。

²⁵ 分析項目、設備・試薬・標準物質、保守校正等を含む。

²⁶ NUBiP および大学学部の役割と機能、技術者養成に求められる能力要件等を含む。

4.3 課題と機会²⁷

第5章 CoE (Center of Excellence) 構想

- 5.1 CoE 構想の背景および目的
- 5.2 想定される CoE の機能・役割
- 5.3 課題と機会

第6章 日本、EU、その他のドナー及び企業の動向²⁸

- 6.1 JICA
- 6.2 日本 (JICA 以外)
- 6.3 EU
- 6.4 FAO、その他

第7章 結論・提言²⁹

²⁷ パイロット事業実施に向けた要件を含む。

²⁸ 主な二国・他国間ドナーや NGO のみならず、企業による活動について関連性の高いものを記載ください。

²⁹ JICA による協力について提案ください。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1. (2) 「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	現地リソースを活用した調査実施体制とその工夫	第3条 調査実施の留意事項 (3) ローカルリソースの活用 (6) 受注者の現地渡航
2	招聘の実施時期と具体的な計画について想定	第3条 調査実施の留意事項 (7) 本邦招聘の実施
3	委員としての参画を想定する日本の有識者氏名と提案理由。なお、有識者委員会は3回程度の開催を想定しているが、これによらない場合は提案してください。	第3条 調査実施の留意事項 (8) 日本国内での有識者委員会の設置・開催

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：土壤調査/分析、オペレーションリサーチ、組織運営改善に関する業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式4-3の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者／〇〇 格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：ウクライナ国及び市場経済移行国、若しくはトルコを含む中東欧州地域
- ② 語学能力：英語
※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

本業務は2026年3月に開始し、現地調査は2026年12月までに完了することを想定する。2027年1月にウクライナ国内でクロージングミーティングを行い、そこでアクションプランや重要意見を考慮の上、結果をファイナル・レポートにも反映させる。

また本業務は基本的に遠隔で実施するが、ウクライナに1回、ベルギーに1回渡航することを想定している。具体的な渡航時期については提案を求めるが、安全管理上の理由により提案通りの渡航ができない可能性があることに留意すること。

（2）業務量目途

1) 業務量の目途

約14.32人月

本邦招へいに関する業務人月1.90人月を含みます（本経費は定額計上に含まれます）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

業務従事者構成の検討に当たっては、土壤分析の専門性を持つ従事者を含めてください。

2) 渡航回数の目途 延べ5回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

本調査では業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を想定しません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- JICA 事業関係者のウクライナへの業務渡航について（方針）
- ウクライナにおける土壤調査/分析能力強化に関する現状と課題（質問票分析結果）
※ 本資料は質問票の回答を基に生成 AI で情報を補足しながら文章化しているため、利用に当たり情報のクロスチェックが必要である。

2) 公開資料

- 「ウクライナ国農業分野におけるウクライナ復旧・復興支援に向けた情報収集・確認調査（国内業務主体）」ファイナル・レポート
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000052562.html>)
- 対ウクライナ国別開発協力方針
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072652.pdf>)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

便宜供与内容		
1	カウンターパートの配置	技術協力プロジェクトではないため、いわゆる「カウンターパート」は存在しませんが、MoEEA内にローカルポイント及び担当が配置される想定です。
2	通訳の配置（英語↔ウクライナ語）	有(*)。日本人業務従事者のウクライナ渡航時のウクライナ語通訳はJICA事務所が配置します。
3	車両の配置	有。日本人業務従事者のウクライナ渡航時（フルシャワ空港発着）の移動に利用する車両はJICA事務所が手配・経費負担します。

4	執務スペース	無
5	家具（机・椅子・棚等）	無
6	事務機器（コピー機等）	無
7	Wi-Fi	無 ウクライナ国内でWi-Fiが利用できるのはホテル等に限られますので、念のためポータブルWi-Fi等を準備されることを勧めます。

(*)実施機関の職員の一部は英語可ですが、一般的には、コミュニケーションを取る際にウクライナ語が必須となります。従って、受注者が国内作業の中でウクライナ政府機関や実施機関とオンライン会議を開催する際などにウクライナ語通訳を現地で備上する場合には、その費用を計上してください。なお、受注者がウクライナに渡航する際のウクライナ語通訳は、JICAで手配・負担するため計上不要です。

（6）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAウクライナ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プrezentationの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 報酬について

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料2：報酬単価」より、「紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
 - ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。
- (例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

71,941,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記(3) 別見積としている項目、及び(4) 定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費

や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上を指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

本案件は定額計上があります（7,035,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内の提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	戦争特約保険料	第2章 第3条 (6)	195,000円	ウクライナ渡航 2名 分 ³⁰	旅費 戦争特約 保険料
2	本邦招聘にかかる経費	第2章 第3条 (7)	6,840,000円	報酬（事前業務（3号 0.4人月及び5号1人 月で想定、提案は認め ない）、及び同行（現 時点では3号0.5人 月：研修内容を踏まえ 提案、見直し可）、直 接経費1,059,000円）	報酬 国内業務 費

³⁰ 積算の目的上、ウクライナへの渡航は2名を想定しましたが、3名以上となる場合には、戦争特約料は人数に応じて定額計上額を増額する手続きを行います。

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(10) その他留意事項

- 1) 安全対策費、鉄道・車両費：JICA がポーランドの空港到着からウクライナ滞在を経てポーランド空港出発までの間の警護サービス・鉄道移動・車両の手配を行い、費用を JICA が負担します（ポーランド国内では警護サービスは付けません）。
- 2) それ以外の旅費：ウクライナ滞在中のホテル予約は JICA ウクライナ事務所が行いますが、宿泊費は受注者が支払ってください。宿泊料については、一律100ユーロ／泊として計上してください。また、ポーランドまでの往復の航空

券、旅行保険（戦争特約付保）の手配、及び、ポーランド滞在中のホテル宿泊については、受注者で手配・支払いをお願いします。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	—	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／○○</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／○○</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)